

○秋田大学次世代がん治療推進専門家養成プラン運営諮問委員会規則

平成24年12月15日

(目的)

第1条 この規則は、秋田大学次世代がん治療推進専門家養成プラン運営諮問委員会(以下「諮問委員会」という)に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 秋田大学の「次世代がん治療推進専門家養成プラン(以下「秋大次世代がんプロ」)」運営に関する諮問に应ずるため委員会を設置する。

(諮問委員会の職務)

第3条 諮問委員会は、秋大次世代がんプロの運営に関することについて秋大次世代がんプロ運営委員会の諮問に应じ提言を行う。

(委員)

第4条 諮問委員会は、委員長1人、副委員長2人及び委員若干人をもって組織する。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 諮問委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委任状による代理者の出席を認める。

4 諮問委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(提言)

第7条 委員長は、委員会の経過及び結果を秋大次世代がんプロ運営委員会に提言する。

第8条 この規則に定めるもののほか、諮問委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年12月15日から施行する。